

適正取引の推進・付加価値向上に向けた自主行動計画

全国森林組合連合会
令和8年2月25日 制定

【背景・目的】

森林組合系統（JForestグループ）は、森林所有者の協同組織として、協同組合精神に基づき協同して事業の振興を図り、森林所有者の経済的社会的地位の向上および森林資源の保続培養・森林生産力の増進に取り組んでいます。

林業においては近年、国内の森林資源の成熟に伴い素材生産の形態が間伐主体から主伐主体へとシフトしつつあり、再造林の重要性が高まっていますが、物価高騰や人材不足の深刻化、安全対策の徹底等による各種コストの上昇が続く一方、住宅分野における木材需要の減少等により、再造林経費を含む必要コストを価格に転嫁しにくい状況となっています。とりわけ、国産木材の取引におけるサプライチェーンの出発点である森林所有者にとっては、木材の販売収益だけでは再造林経費を賄えない状態が続いています。

このような状況を踏まえ、木材を持続的・安定的に供給していくためには、サプライチェーンの各段階における価格転嫁に林業及び関連業界全体で取り組んでいく必要があります。

こうした中、林野庁において令和7年11月に「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」が制定されるとともに、令和8年1月には「下請代金支払遅延等防止法」（通称：下請法）が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（通称：取適法、以下「取適法」という。）が施行されました。

全国森林組合連合会（以下「本会」という。）は、本ガイドラインや独占禁止法・取適法の規制内容等を踏まえ、「適正取引の推進・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定し、会員等と連携して取り組んで参ります。

1. 適正取引の推進

森林組合系統（JForestグループ：連合会の准会員や連合会・組合の子会社等を含む。以下同じ。）において独占禁止法・取適法を遵守し公正な取引環境を実現するとともに、適正取引や付加価値向上につながる望ましい取引慣行を普及定着させるため、本会は会員等と連携して、以下の取組を推進します。

（1）発注内容等の明示

取適法の適用対象となる取引を行う場合は、口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、発注内容（給付の内容、委託代金の額、支払期日、支払方法等）を書面又は電子メール等の電磁的方法により明示します。取適法適用対象以外の取引であっても、取引条件の明確化のため、書面等の交付に努めます。

（2）価格決定方法の適正化

取引先との取引価格決定に当たり、以下のことに配慮します。

- ① 合理的な根拠に基づいた、十分な協議を通じて決定します。
- ② 書面を活用した交渉等、双方が交渉内容・結果を確認できる方法を推進します。
- ③ 原材料費・労務費・エネルギーコストの大幅な変動等により、取引先から取引価格の見直しに関する協議の申入れがあった場合は、十分な協議を行います。
- ④ 取引先の努力によるコスト削減効果を一方的に取引価格へ反映しないよう配慮します。
- ⑤ 大量発注を前提とした見積り時の数量から発注数が大幅に減ったにも関わらず、見積り時の単価を基準として一方的に取引価格を決めることがないように注意します。
- ⑥ 受注事業者に経済上の利益を提供させ、受注事業者の利益を不当に害さないようにします。
- ⑦ 荷主として、トラック運送業者が適正な運賃水準となるように配慮します。
- ⑧ 労務費については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げる「事業者が採るべき行動/求められる行動」に配慮します。

（3）支払条件の適正化

中小受託事業者に対しては支払条件も事業活動に大きな影響を与えることを認識し、以下のことを実施します。

- ① 支払方法・支払期限等については取適法の規定を遵守します。
- ② 支払条件の見直しについて中小受託事業者からの申入れがあれば、協議に応じます。

(4) 働き方改革によるしわ寄せ防止

自らの働き方改革が及ぼす中小受託事業者への影響（長時間労働等）に配慮しつつ、中小受託事業者の取り組みを阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないように努めます。

(5) 取引先との協調・連携

取引先との会議や事業所・工場の訪問等の際には、各種取引上の課題について積極的に意見交換する等、協議に応じられる環境の整備に努めます。

2. 教育・人材育成の推進

本会は会員等と連携して、森林組合系統の役職員に対する独占禁止法・取適法の周知や研修の実施等、関係法令の遵守や適正取引の浸透に向けた教育・人材育成を推進します。

3. 普及啓発活動

林業及び関連業界の流通全体における適正取引は、森林組合系統のみならず、業界全体が連携して普及啓発に取り組むことが重要です。そのため、本会は会員等と連携して、森林組合系統における適正取引の考え方の普及啓発を行うとともに、森林組合系統が受注者または売り手となる際には、取引先に対して、1に掲げた事項への配慮を求めていくことを推進します。

4. 本計画及び望ましい取組の周知

自主行動計画が着実に浸透するよう、本会は、本計画を会員等へ周知するとともに、必要に応じて内容を見直します。また、望ましい取組について会員等への周知を行います。

以上